様式第 17 （第16条第 2 項関係） （平22経産令 7 ・全改）

（表面）

8センチメートル

6センチメートル

第　　号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第44条第 5 項の規定による立入検査等を行う職員の

身　分　証　明　書

3センチメートル

4センチメートル

写

真

押出スタンプ

職　名

氏　名

年　月　日生

年　月　日交付

有効期間

独立行政法人
製品評価技術基盤機構　　㊞
理事長

（裏面）

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律抜すい

第44条　厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第３条第１項第４号から第６号まで又は第５条第４項の確認を受けた者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り化学物質を収去させることができる。

２　経済産業大臣又は主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、それぞれ、その職員に、許可製造業者若しくは許可輸入者、第１種特定化学物質等取扱事業者又は第35条第１項の規定による届出をした者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り化学物質を収去させることができる。

３　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第34条に規定する者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り化学物質を収去させることができる。

４　前３項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

５　経済産業大臣は、必要があると認めるときは、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）に、第１項から第３項までの規定による立入検査、質問又は収去を行わせることができる。

６　経済産業大臣は、前項の規定により機構に立入検査、質問又は収去を行わせる場合には、機構に対し、当該立入検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

７　機構は、前項の指示に従つて第５項に規定する立入検査、質問又は収去を行つたときは、その結果を経済産業大臣に報告しなければならない。

８　第５項の規定により機構の職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

９　第１項から第３項までの規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第45条　経済産業大臣は、前条第５項に規定する立入検査、質問又は収去の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、当該業務に関し必要な命令をすることができる。

第46条　機構が行う収去について不服がある者は、経済産業大臣に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による審査請求をすることができる。

第60条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

四　第44条第１項から第３項までの規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第61条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

三　第58条第３号、第59条又は前条　各本条の罰金刑